

平成 2 3 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	土 田 アイ子
委員長職務代理者	吉 野 弘 保
委員	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後 1 時
土 田 委 員 長	ただいまから、平成 23 年第 22 回教育委員会定例会を開催いたします。 3 人の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員の決定をさせていただきます。本日は松原委員と早川委員にお願いいたします。 日程第 2、教育関係事務報告。報告第 49 号について事務局から説明をお願いします。
土屋 教育推進課長	報告第 49 号は教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。 資料にあるとおり、江戸川区少年少女合唱団の第 25 回目の定期演奏会ということで、申請者は合唱団の代表、下鎌田小学校の松岡校長先生です。 年明けの 3 月 25 日(日曜日)、タワーホール船堀大ホールで開催されます。第 1 回から毎年後援をしております、合唱団の 1 年間の活動の集大成として開催するものです。江戸川区も後援いたしまして、会場使用料やポスター印刷などを補助しております。なお、現在の会員は 110 名程度、小学校 3 年生から高校 2 年生までが在団をしているところでございます。説明は以上です。
委 員 長	何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。毎回、大人も子どもも入場料は 1,000 円でしたか。
教育推進課長	そうであったと思います。特に増額したという話は伺っておりません。
委 員 長	他にはよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委 員 長	それでは、報告第49号については了承したいと思います。 次に日程第3、議題に入ります。はじめに、継続中の陳情第3号について議題といたします。事務局から前回以降の経過報告があればご説明をお願いします。
教育推進課長	特段の動きはございません。
委 員 長	各委員からご意見がありましたらお願いします。
早 川 委 員	教育委員会は子どもたちの学校給食に関わっていますが、それ以外のことも含めて区全体として、保健所などで何か手だては行われているのですか。
住田学務課長	健康部で、国から放射能の測定機器を借りられるように申請の手続をしております。ただ、給食を直接測るというよりは、流通している食材について測定するためということで聞いております。
早 川 委 員	教育委員会が子どもの給食を扱っていても、国、あるいは都、あるいは江戸川区全体における各行政の分野の情報を集めながら、教育委員会としての方針を出すべきだと思います。そういった情報もなく、独自で教育委員会で決定していくというのは不可能です。 何回も申し上げていますが、子どもたちは給食だけを食べているのではないわけです。子どもの全体の成育を考えたら、学校給食だけが特殊だということにはなりません。 現時点においては、まだまだ流動的な部分もありますし、一応報道されている限り、江戸川区の子どもたちにとって危険な兆候は今のところは見られないので、これからも情報を収集して、継続的に考えていくべきではないかなと思います。
松 原 委 員	学務課長にお尋ねしたいのですが。以前、全106校でお弁当を持ってくるお子さんが15名という報告をいただいたのですが、その後増えていますか。
学 務 課 長	現在の数も15名です。

松 原 委 員	増えていないということですよね。 今朝の新聞に放射能から沖縄へ逃れている人の記事があって、この中で記者が避難の必要性は人それぞれと書いているんですね。安心を求めてということなのですけど、被災地の方々のことを思うとどうなのかなと感じました。 今、早川委員がおっしゃったように、江戸川区、あるいは東京都、それ以外の地域にしても、独自で判断するというのは早急かなと思います。 今できることは、保護者、地域、評議員の方なんかには、可能な限り情報をオープンにして、手だてを考えていくことなのかなと思っています。
吉 野 委 員	つい先日、国の暫定基準値について、今は大人と子どもに分けないで考えているのを、子どもは子どもで分けて設定しようという考え方が出てきたと伺いました。社会全体で、子どもに関してはもう少し厳しい数値で臨もうという傾向が出てきているのだと思います。 実際に給食の全てを測ればいいのかもしれませんが、それは難しいので、今は実際に出回っている食材が安全な、基準内のものであると確認していく方向に移っているのではないかなということで、もう少し時間的をかけて見守っていったらいいのではないかと思います。
浅 野 教 育 長	私も今の吉野委員の考え方と全く同じです。全体的な考え方が国で議論されてきて、ようやく何か一つ出口が見えつつあるということで報道されています。生産から消費までの全体の構成の中で、これなら大丈夫だというのが確立されるべきだと思っておりまして、そういう方向が近々出るということであれば、それを待って、どうするかを考えていくことになるのではないかと思います。 ここへ来て、米の出荷の問題が出ました。大変苦労して、ようやく安心だという中で、自主的に持ち込んで検査した結果、そうなってしまったということですが、あの方たちも、とにかく安全なものを出したいという気持ちでやっていらっしゃるわけで、やはり全体の流れの中で安心できるシステムを早くつくることが一番大事だと思います。まだ個別に区で対応できることは少ないのではないかと思います。
委 員 長	東京都では、抜き打ちでスーパーマーケットなんかの食材を選んで検査して、公表するという、一步進んだことをやってくれてはいますけれども、江戸川区としても現在、健康部、環境部、区全体が情報をきちんと共有しながら取り組んでいます。

	住民の方たちは、区立の保育園はどうなっているのか、熟年者の施設は大丈夫かと、年齢に関係なく大変強い関心を持っています。今回の広報にも砂場のデータが出ていますが、皆さん関心を持って見守っている段階です。 区全体としても、東京都全体としても、国全体としても、新しいデータや情報が入ってくるのでそれらを共有しながら、この陳情についても子どもの健康、区民の健康ということを第一に、まだ鋭意検討する余地ありということで、継続的に審議を続けていくということではいかがでしょうか。
早 川 委 員	記書きの項目の中に給食の運営委員会についてありますが、各校の運営委員会の中で、放射能について不安であるということで取り上げたりしている実態があるのかを知りたいのですが。
学 務 課 長	どうということが各校で議題にされてきたかというのを調べて報告させていただきます。
早 川 委 員	例えば、大阪の集団でのO157の事件は、学校給食の提供によって起きているということが明らかな事実です。ところが、放射能に関しては、甲状腺の癌患者が子どもに多くなったというときに、3食に1回の学校給食に原因があったかどうかということとははっきりできない。 やはり全体から見た学校給食ということを理解いただかないといけません。家庭でも気をつける親は気をつけますが、気をつけない親ごさんもいらっしゃると思うので、学校給食だけを見ていては正しい方向を見失うのではないかなということです。 この陳情は、学校給食で何かをするよりも、むしろ区民の放射能に対する知識をきちんと持ってもらう。特にお子さんの食生活に関心を持ってもらう。そのうちの一つが放射能であるという認識を持ってもらうということであれば、意味があるだろうと思っています。 そういう意味で、別に給食運営委員会で取り上げてほしいというつもりはないし、教育委員会がそういう形で取り上げなさいと言うのは、危険という前提に立つわけですから、不安の掘り起こしになります。ただ、今実際に運営委員会で、不安だという話を取り上げられているのであれば、これは少し考えなければいけないのかなという気はしますけど。
吉 野 委 員	学務課長、給食運営委員会は調理を委託しているところにはあるのですが、調理を区の職員がやっているところにはないという状況ですね。委託

	かどうかに関わらず、食材は一緒なわけですから、不安な親ごさんたちと話をすることができる場を設けるということでは、給食運営委員会があると思うんです。これを委託校以外にも設置するという話にはならないのでしょうか。あるいは、保護者のから校長先生にお願いすればできるということになりますか。
学 務 課 長	もともと給食運営委員会を設置した目的は、民間委託導入に伴って、学校給食調理業務の運営と実施に関することを協議するということで、食材の安全性を確認することは想定されていなかった経緯があります。 ただし、直営校では、保護者の意見を聞く機会が全くないかというのと、そうではなくて、どの学校でも給食の試食会というものを開催していて、そこでは保護者が給食を食べながら、学校であるとか、給食関係の職員に対して意見を言える場となっています。
委 員 長	民間委託していないところでも、もちろん保護者は関心を持っていらっしゃるって、産地がどこで、どこから買って、それはどういうお店なのかということ積極的に細かく聞いていらっしゃる状況もあると聞いております。 給食に関してもいろいろとご意見をくださるということで、とてもいいことだと、その副校長はおっしゃっていました。こういうことにみんなが関心を持つというのはいい傾向だなと思います。
早 川 委 員	子どもたちの食生活というのは極めて重要なことです。 ですから、父兄の方たちが放射能への被害者意識というのではなく、学校給食を含めた子どもたちの食生活、それから生活習慣に関心を持って考えてもらうといったふうに、大きい目でこの問題はとらえたほうがいいのではないのでしょうかね。それと父兄が情報を手に入れても、それをきちんと理解する場も必要なのかなと思います。
委 員 長	それでは、この件は継続ということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、そのようにしたいと思います。 続いて第63号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育推進課長	第63号議案は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。 新旧対照表がございますが、特別区人事委員会の給与勧告及び労使間交渉に基づきまして給料表を改訂し、必要な規定の整備を行うものでございます。 これは、区職員、他区もあわせて実施されるもので、具体的な数字としましては、民間給与との公民較差解消ということで0.2%の引き下げとなっております。 この条例につきましては、24日からの第4回区議会定例に諮られまして、24年1月1日より施行される予定となっております。ご審議をお願いいたします。
委員長	いかがでしょうか。第63号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、第63号議案は原案のとおり承認いたします。 次に、第64号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第64号議案は、平成23年度補正予算（第4号）でございます。 これも4定に諮られるものですが、今、説明させていただきました給与改定により不用額が大きく生じる科目につきまして、財政当局とも協議の上、減額の補正をするというものです。資料のとおり、小学校費で6,000万円、幼稚園費で2,300万円、合わせて8,300万円を減額するものでございます。よろしくお願いします。
委員長	それでは、第64号議案についてご意見があればお願いします。
早川委員	先ほどの幼稚園教諭の給与改正でこれだけの補正予算が出るのですか。
教育推進課長	幼稚園教諭だけではなく、我々や学校の区職員すべての給与が0.2%切り下げとなるのですが、年度末までの支給見込みを出して不用となる額が大きい予算科目を減額するということです。それが小学校費、幼稚園費ということで、中学校費については大きな金額ではないということ、無給休職者が

	復職した場合などの財源として一部確保させていただくということで、除いております。
早 川 委 員	資料の幼稚園費で、給料が1,000万円、職員手当等が900万円、共済費が400万円です。2,300万円となりますが、これが0.2%という理解でいいのでしょうか。
学 務 課 長	当初予算額からの減額ですので、必ずしも0.2%が2,300万円になるということではありません。
委 員 長	それでは、第64号議案は原案のとおり承認してよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、第64号議案は原案のとおり承認いたします。 次に、第65号議案を議題といたします。第65号議案「教育に関する事務の議案について」は、ただいまお諮りしました第63号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び第64号議案「平成23年度補正予算（第4号）」について、江戸川区議会第4回定例会での審議にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取がなされているものです。いずれも原案のとおり承認しておりますので、第65号議案については異議なしと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、65号議案については異議なしと決定し、区長にもその旨回答いたします。 次に、第66号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第66号議案は、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。 新旧対照表をご覧いただきたいのですが、これは先ほどの給与表改訂に伴うものです。園長の管理職手当は、給与条例の中に最高号給の100分の2

	0を超えない範囲という規定があるのですが、今回の給与引き下げでこれを上回ることになってしまいますので、9万1,600円から9万1,400円に減額するものです。給与条例とあわせて、24年1月1日の施行を予定しております。よろしくお願いいたします。
委員長	今、ご説明をいただきましたけれどもいかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、第66号議案は、原案のとおり決定いたします。 次に、第67号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第67号議案は、江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてでございます。 これは小岩図書館が、今、新築をしております場所に移転するのに伴うものでございまして、図書館の新所在地を明記しました江戸川区立図書館条例は既に公布済みでございますが、この条例の施行期日は別に規則で定めるとされております。新図書館の開館日が平成24年1月22日と決まりましたので、その日に条例を施行するというのが今回の規則の改正の内容でございます。 次のページには、参考として新図書館の概要をお付けしております。また、1月22日には開館セレモニーが予定されております。東部図書館と同じく、大体的にはやらないようですが、教育委員さんにもあらためてご案内がある予定です。よろしくお願いいたします。
委員長	第67号議案について、ご意見はございますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、第67号議案は原案のとおり決定いたします。 次に、追加議案、第68号議案を議題といたします。第68号議案は江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める人事に関する事件でありますので、秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 長	〔全員挙手〕 全員賛成ということでございますので、会議は秘密会となります。傍聴人の方は退室願います。 〔以下、秘密会のため非公開〕 〔第68号議案の審議終了〕
委 員 長	以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。ありがとうございました。 閉 会 時 刻 午後1時49分